

都留市印鑑条例及び都留市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 26 号

都留市印鑑条例及び都留市手数料条例の一部を改正する条例

(都留市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 都留市印鑑条例(昭和 54 年都留市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項及び第 4 項中「民間事業者が設置する」を削る。

(都留市手数料条例の一部改正)

第 2 条 都留市手数料条例(平成 12 年都留市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

300 円(民間事業者が設置する証明書の自動交付機能を有する機器により住民票の写しの交付を受ける場合は、200 円)
--

」

を

「

300 円(証明書の自動交付機能を有する機器により住民票の写しの交付を受ける場合は、200 円)
--

」

に、

「

300 円(民間事業者が設置する証明書の自動交付機能を有する機器により交付を受ける場合は、200 円)

」

を

「

300 円(証明書の自動交付機能を有する機器により交付を受ける場合は、200 円)

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。